

国分寺成立考

——最勝王経の受容と天平十三年三月廿日の詔について——

平岡定海

一、はしがき

奈良時代の国分寺をめぐる歴史的背景についてはかなり古くから多くの所論がなされている。それは仏教史的立場からも、歴史学的方向からもその成立について論争がくりかへされている。

最近これらのことについてまとめられた労作の井上薫氏の「奈良朝仏教史の研究」についても、要約すればその所論の比判について縷々述べられている。ことに(1)国分寺創建の詔の発布の時期及び詔勅の「秋稼」の文字については、天平十年・十二年の説等について比判を加えられ、(2)それがまた藤原広嗣の乱との相関性が認められるであろうとの点だとか、(3)国分寺の成立が中国仏寺の分国方式の設置を模倣したにしても、隋文帝の唐の高宗、則天武后、中宗、玄宗のどの時期のものをモデルにしたのか等、国分寺に対する諸説は多士済済で全く多義にわたっている。しかしそれらの諸論を考えて見るとき、国分寺創建の歴史的背景については、いまだ十分に核心に触れているとは言い難い点がかがえる。また或説では「国分寺」という名にとられたような論さえ見られない。

このような状況についてあらたに最勝王経の受容を根幹として、道慈と玄昉の立場に触れあわせて最勝王経の受容と広嗣の乱との関係ならびに天平十三年三月廿四日の国分寺の詔の思想史的背景について考察を加えてゆきたいと思うものである。

二、道慈と玄昉

国分寺成立考

国分寺の名称については天平十三年三月廿四日の詔に明確に「僧寺ニハ必メ令有ニ甘僧、其ノ寺ノ名ヲ為ニ金光明四天王護國之寺ト」一尼寺一十ノニアリ、其ノ寺ノ名ヲ為ニ法華滅罪之寺ト」(統紀十四)とあれば、この国分金光明寺があきらかに金光明最勝王経四天王護國品を所依として、その転経為福のために創建されるに到ったのであることはいままでもない。そしてその詔の冒頭に「災除福至」または「求ニ景福」とかの語が見えるのもこのためである。

この最勝王経は義浄訳を指すのであって唐の長安三年(七〇三)に訳されたものである。この経典の我国への伝来については玄昉帰朝以前の道慈の帰唐を待って将来されたものと考えられる。

統紀の紀事によると神亀二年六月十七日の詔に(七二四)「令ニ僧尼ニ讀ニ金光明経上、若無ニ此経ニ者、便轉ニ最勝王経ニ令下ニ国家ニ平安上」とあれば、この時期が金光明経の新訳と旧訳の交代の時と考えて至当であろう。

もちろんこの経の受容に対してもとなる思想はこの詔に七道諸国の「除冤折祥、必憑ニ幽冥、敬ニ神尊、清浄為レ先」すとともに、神亀二年九月廿二日の詔では「陰陽和而風雨節、災害除以休微臻」を求めるものであった。それと同時に三千人の出家入道と、大和国内の諸寺に九月廿三日より一七ケ日転経して災異を除かんとするものであった。^①

そして最勝王経受容の目的条件は国家の災異を除くために転経して祈願するので、この経典転読の功德は必然的に僧徒の修行を経ている浄行僧でなければならぬとされている。その条件としては、(1)講ニ論衆理、(2)学ニ習諸義、(3)唱ニ誦経文、(4)修ニ道禅行との四つの眼目が与えられていた。^② また養老四年(七二〇)十二月廿五日の詔にも

「詔曰、釈典之道、教在ニ甚深、転ニ経唱レ礼、先、伝ニ恒規、理、合ニ遵承、不レ須ニ輒改、比者、或僧尼自出ニ方法、妄作ニ別音、遂使ニ後生之輩、積習成レ俗、不ニ肯変ニ正、恐汙ニ法門、縦ニ是始乎、宜ニ依ニ漢沙門道采・学問僧睦等、転経唱礼上、余音並停レ之、」^③

と見えていることから転経唱礼は国家的な祈願、ならびに一般法要の形式としても盛に普及するようになったのであろう。そしてそれが旧訳の金光明経よりも、新訳の最勝王経の経典により深く興味を示し帰依することになった。

いまこの神亀二年の最勝王経転読の目的は、諸国の神祇社内の清掃と、寺院の掃浄を求めたのであるが、その原因は九月廿二日の詔の中に見える「天示ニ星異、地顛ニ動異」を要因とする。そこには聖武天皇即位後二年間における天変即ち神亀元年の「日犯ニ熒惑」(四月十八日)^④

とか「日有_レ蝕之、」(七月一日)⑤「自_三六月朔、至_三是日(七月二十日)熒惑逆行」⑥や、神龜二年「月犯_三鎮星」⑦や「太白昼見」⑧(六月廿二日)等の天文の異変を指す。これについては、史記天官書にも「熒惑出則有兵、入則兵散」とこの星の出ることは内乱等の発生の前兆として考えられ、すなはちいまの火星の出現を恐れたのである。そしてこの難をのがれるために「除災祈_レ祥、惡_三幽冥」の目的のために祈祷することは中国でも先例があり、我國でも仏堂を清浄にして祈願をこめることは異ならなかった。ことに中国の天子思想を継承して政治道徳とした天皇にしてみれば、「仰_三炎帝責深在_レ予、昔殷宗脩_レ德消_三雉雉之冤、宋景行_レ仁、弭_三熒惑之異、遙瞻_三前軌_三寧忘_三誠惶」⑨と、明かに熒惑星の難は即位のよるこびを打消すものであった。ことにその即位直後の、「聖人代以_三宮室、亦有_三京師、帝王為_レ居、万国所_レ朝、非_三是壯麗、何以表_レ德」⑩と壯麗なる平城宮の宮居の新設にひきかえてこの悪星の出現はまことに聖武天皇の前途に不安をもたらすものであった。

そこでこのために先の神龜二年の僧六百人を宮中に請じて大般若経を誦誦せしめた例にもとづき、いままた災異を除かんために最勝王経を転読して祈願をすることになった。

そして儒教的王道思想をもつ天皇は神龜三年六月十四日の詔で

「夫百姓或染_三沉痾病、經_三年未_レ愈、或亦得_三重病、晝夜辛苦、朕為_三父母、何不_三憐愍、宜遣_三医藥於左右京四畿及六道諸国」⑪

と朕は民の父母たりとの自覚のもとにこれにのぞんだ。しかし依然として、昼に太白歳星とか芒角相合など、また太白鎮星を犯す等の天変がひっきりなしにあらはれ、ただでさえ瑞祥を導ぶこの時代では政治の危機としても受けとられた。それはひるがえって考えると最勝王経受容の条件として見られるものでもあったし、そのほか大般若経・金剛般若経もこのための祈願の経典として採用された。

そのために天皇及長屋王は神龜四年(七二七)二月二十一日、天皇とともに文武百官の主典以上を召して、

「比者、咎徵荐臻、災_三氣不_レ止、如_三聞、時政違_レ乖、民情愁_三怨、天地告_レ譴、鬼神見_レ異、朕施_レ德不明、仍有_三懈明」⑫

と、その不安を叫びつづけなければならなかった。そして彼等の最も大きな不安と悲しみは何と云っても、神龜五年(七二八)九月十三日の皇太子の薨去に求めねばならない。太白、天をわたり、夜に流星、長さ二丈ばかり赤光を出して宮中に墮ちるなどの怪異の中に、皇太子の死を予言することく、ついに光明皇后との間に出来た最愛の皇太子がなくなっていた。これは天武系を継承する相続者を失ない、はたまた聖武政権への天の反応でもあった、すなはち皇位相続者を失なうことは聖武系の没落をも意味したし、国家将来の不安は高まった。そのために天皇とし

てはまさに「自非三宝威力、何能解脱患苦」^⑧と廃朝三日に及んだ。

そしてその結果として金光明経を諸国に頒つ事になった。

「十二月乙丑、金光明経六十四帙、六百四十卷、頒於諸国、国别十卷、先是諸国所_レ有金光明経、或国八卷、或国四卷、至_レ是写備頒下、随_レ経到日、即令_レ転読、為_レ令_レ国家平安也」^⑨

ここでは金光明経であるけれども、いづれは新写の最勝王経と差しかえられる性格のものであった。

もちろん国毎の金光明経を誦する例は、大宝二年より国毎に国師を置いて（令集解）国師誦経を命じていることから、この国毎の十卷等も、国師を中心として国師の僧により転読されたと考えることができる。

このためにいまや金光明経や最勝王経が護国経典として全国的に普及していく基盤がここに備はったといへる。そして天平九年八月（七三七）の悪疫流行のときにはその全国頒布もほぼゆきわたったとみえて「四畿内二監及七道諸国僧尼、清浄沐浴、一月之内、一三度、令_レ読最勝王経」^⑩と諸国の読経が行われることになった。しかしこの時も、さきの天変地異、天然痘の流行との三重苦の形で政治的苦悩が表現され、この時の原因は、そのうえ藤原氏の高官の死と、「四月以来、疫旱並行、田苗燠萎、由_レ是祈_レ禱山川、奠_レ祭神祇、未_レ得_レ効驗、至_レ今猶苦、朕以、不徳、実致_レ茲災、」^⑪の災害はまた朕の不徳と理解された。このときも、大般若経と共に最勝王経が読誦されている。

しかしこれらの天変地変悪病調伏のため最勝王経を提唱した中心人物としては道慈と玄昉をあげることができる。ことに神亀二年以前には最勝王経の読誦の例はない。前掲の天平元年（七二九）の道慈が金光明経の全国頒布の行なわれた翌年に彼が律師に任ぜられていることは、金光明経の全国頒布の提唱を彼が行なひ、その指導者としての任命であるとも理解できる。^⑫このときは弁浄を大僧都とし、神叡を少僧都に補せられていたが、弁浄はまもなくこれ示寂して、その実権は入唐帰朝後約十年を経た道慈に移っていった。この道慈は任官すると共に、養老元年に妖僧を以て僧尼令により濱出された行基門徒を如法修行するものとして許し、天平六年（七三四）十一月廿二日には僧尼たるものは法華経及び最勝王経を暗誦すべきであると提唱した。

「仏教流伝必在_レ僧尼、度_レ人才行、実_レ簡所司、比来出家不_レ審_レ学業、多由_レ嘱請、甚乖_レ法意、自今以後、不_レ論_レ道俗、所_レ举度人、唯取_レ闇_レ誦、法華経一部、或最勝王経一部、兼_レ礼仏、淨行三年以上者上_レ令_レ得度」^⑬

また大安寺に住した道慈は、自分自身の転経の功德の例証を示して

「律師道慈言、……大安寺修造以来、於此伽藍、恐有災事、私請淨行僧等、每年令轉大般若經一部六百卷、因此雖有雷声、無所災害、」^⑩

と、災害の退散を実証することによって、より僧侶の地位の向上を求め、優婆塞貢進の試問のなかにも最勝王経の暗誦を定めて、この經典の普及と一般化を推進していった。

しかし一方、玄昉は中国の宮中内道場や中央官庁における転経功德による災害の除去の例を提唱することにつとめ、それはまた王者に対する密教的な最勝王経の受容の道を開きさきの道慈の戒律主義的な、制度的な地方伝播を求めた方向とは対立した。

最勝王経のなかで王道思想と合うものは王法正論品に「悪風起無恒、暴雨非時下、妖星多變性、日月蝕無光、五穀衆花果、果実皆不成、国土遭飢饉、由王捨正法」^⑪と正法護持を怠たる王者の必然的な難を示していましめている。また同経の四天王觀察人天品には

「若有國王、被他怨賊常來侵擾、及多飢饉疾疫流行、無量百千災厄之事、世尊我等四王、於此金光明最勝王経、恭敬供養、若有志獨法師、受持誦誦、我等四王、共往覺悟勸請其人、時彼法師由我神通覺悟力故、往彼国界、広宣布是金光明微妙經典、由経力故、令彼無量百千哀惱災厄之事悉皆除遣」^⑫

と經典にのべて、君王がこの經典を護持すべきことを提唱している。

このことは聖武天皇の政情不安に対する安心ともなり、また一方では道慈・玄昉の護持僧としての性格をも強めていった。そして天平九年八月十五日には

「為天下太平国土安寧、於宮中一十五処、請僧七百人、令轉大般若經・最勝王経、度四千人、四畿内七道諸国五百七十八人」^⑬

と最勝王経による宮中読経が行われながら唐の内道場の如き観あったが、これはまったく玄昉の立場が道慈を越えて固める結果となり、そのために彼は僧正に昇進し、その弟子の義淵や良敏もまた神叡とならんで大僧都に特進した。これは明かに入唐僧のなかでも道慈の大安寺系を越えて玄昉の如き興福寺系が後宮の勢力と結んで天皇の側近への護持僧的動きを示すものであった。そしてそれは道慈のいう雷火調伏の效験に

より華かな進出をもたらしたのであった。もちろん大極殿での最勝王経講讚法会はかくの如く玄昉によっても始められたが、その講師にはさきの道慈が招請され堅蔵とともにこの会の講師となつて、その聴衆百人沙弥百人を招いてあたかも「朝廷之儀一同三元日」^②といわれるほどであった。この時の惣数二百人については去る九月廿八日の施綿僧・沙弥二千三百七十六人の数から考えて十分の一を示すものであるが、これはさきの新度四百人、及五百七十八人の約千人の新度者も含まれていたであろうし、さすればこの機会に最勝王経の流布は次第に宮中内外に拡大されていった。このことは最勝王経が道慈・玄昉のやうな入唐僧等によって急速に吸収発展させられていったのである。勿論彼等の栄達への道もこれにともなつて基礎づくりが次第にでき、玄昉の如きは特に道慈と異なる後宮の看病禪師という性格を強くうちだして急速に政治的に側近化することとなつた。その要因は長屋王の変のあと、光明皇后の立后とともに聖武朝に進出して来た藤原武智麿・藤原房前等の藤原氏の進出と相俟つて、玄昉の進出立もこれと開駢を持ちながら被護されて進出していったので、それはまた朝廷の最勝王経の受容を彼等自身推進していった結果でもあつた。

いまこのうらづけとして金光明経と最勝王経との比較を考えて見ることにする。金光明経は初めて曇無讖(北涼玄始三一)(四一四—四二二)よつて訳され、ついで梁の承聖元年(五五二)には真谛三蔵の七巻本が訳され、その後、唐の則天武后の長安三年(七〇三)に義浄の将来した新しい梵本にもとづいて十巻の金光明経を訳した。その各品については四巻の金光明経では十八品、義浄の最勝王経では三十一品と十三品増訳され、その主なものは次の如くである。(次表参照)

この表の如くに両経を対比すると、義浄訳では甚だしく陀羅尼関係の諸品が金光明経より増補されている。それから最も注目すべきは四天王品が義浄訳では四天王觀察人天品と四天王護国品の二つに分けて増補しているし、讚仏関係も各菩薩の讚歎品に分れている。それは義浄三蔵の南海渡航によるインドのナーランダ寺系の密教の影響を強く受けたからでもあろう。義浄伝によると

「(則天武后) 證聖元年乙未仲夏遷至河洛、得梵本經律論近四百部、合五十万頌、金剛座真容一鋪、舍利三百粒上、天后親迎于上東門外、諸寺緇伍具幡蓋歌樂、前導、勅於弘授記寺安置焉、初与于闐三蔵実叉難陀、飛翾華嚴経、久視之後、乃自專訳、起庚子歲、至長安癸卯、於福先寺及雍京西明寺、訳金光明最勝王、能断金剛般若、弥勒成仏、一字咒王、莊嚴王陀羅尼、長爪梵志等(中略)既亘和帝神龍元年乙己、東洛内道場訳孔雀王経、(中略)性伝密咒最尽其妙」^③

とあれば義浄はイン

ドの渡航により密咒をならひそれにもなう密教系の經典の訳に興味をもっていたことが訳経の内容からもうかがえるのである。そして帰朝後彼が唐朝の内道場に進出していることも玄昉の立場と似た所が見られないでもない。このことは金光明最勝王経の内容からも、その訳出の能度に見られるのである。こ

の最勝王経経題については「金光明妙法、諸経最勝王」との意を示しているといい、またことに曇無讖識・真諦訳以外に加えられた金勝陀羅尼では、「若有_レ人能持_二此咒_一者、随_二其所欲_一衣食财宝、多聞聰慧無病長寿」^⑧と説き咒法の必要性を強調し、如意宝珠品も同様に、一切の災厄を遠離するために「汝等当_レ知_二陀羅尼_一名_二如意宝珠_一」と力説している。もちろん密咒を金光明経の中に挿入することについては真諦訳の八巻本より見られるので義浄のみの訳本にかかげるところではないが、義浄はそれをより具体的に正確に実践的に表現することにより、中国の王法仏法論の基礎を固めようとしたことが、この経の訳出を通じてもうかがえる。

国分寺成立考

金 光 明 経		金 光 明 最 勝 王 経	
曇 無 讖		義 浄	
卷	北涼・玄始元～十(412～421)	唐・長安三年(703)	
1	序 品	1	序 品
2	寿 量 品	2	如 来 寿 量 品
		3	分 別 三 身 品
3	懺 悔 品	4	夢 見 金 鼓 懺 悔 品
		5	滅 業 障 品
		6	浄 地 陀 羅 尼 品
4	讚 歎 品	7	蓮 華 喻 讚 品
		8	金 勝 陀 羅 尼 品
5	空 品	9	重 顕 空 性 品
		10	依 空 満 願 品
6	四 天 王 品	11	四 天 王 観 察 人 天 品
		12	四 天 王 護 国 品
		13	無 染 着 陀 羅 尼 品
		14	如 意 宝 珠 品
7	大 弁 天 品	15	大 弁 才 天 女 品
8	功 徳 天 品	16	大 吉 祥 天 女 品
		17	大 吉 祥 天 女 増 長 財 物 品
9	堅 牢 地 神	18	堅 牢 地 神 品
10	散 脂 鬼 神	19	僧 慎 爾 耶 藥 叉 大 将 品
11	正 論 品	20	王 法 正 論 品
12	善 集 品	21	善 生 王 品
13	鬼 神 品	22	諸 天 藥 叉 護 持 品
14	授 記 品	23	授 記 品
15	除 病 品	24	除 病 品
16	流 水 長 老 子 品	25	長 老 子 流 水 品
17	捨 身 品	26	捨 身 品
18	讚 仏 品	27	十 方 菩 薩 讚 歎 品
		28	妙 懂 菩 薩 讚 歎 品
		29	菩 提 樹 神 讚 歎 品
		30	大 弁 財 天 女 讚 歎 品
19	〔嘱 累 品〕	31	付 嘱 品
	○ 梵 本 ア リ		
	(大正蔵十六・三三五・ No. 663)		(大正蔵十六・四〇三・ No. 665)

ことに国王と王法護持の關係を述べた王法正論では、金光明經が「正論品第十一」とあるに対して真諦訳も「正論品第十六」とその題名を継承しているが、義浄訳では「王法正論品第二十」と王法の字が附加えられている。そして金光明經では「父王告其太子信相、世有正論、善治国土」とあるに対して最勝王經では「於諸國中、為人王者、若無正法、不能治國、安養衆生及以自身長居勝法」として釈尊の王法正論治國之要を力説している。

治國の要道は仏の説く正法を護持し、これにもとづいて政治の實際を行なうことにある。そのとき梵天、四王ともにその國に來りその王を擁護することは疑いないと説き、もしそれに反して正法を護持せざれば「王位不久安」は勿論のこと、「流行於國內、鬪淨多姦偽、疾疫生衆苦」と集苦の意を述べている。またその偈頌に

「国土当滅亡、王身受苦厄、父母及妻子、

兄弟并姉妹、但遭愛別離、乃至身七殍

變怪流星墮 二日俱時出 他方怨賊來

國人遭喪亂、國所重大臣 狂拏而身死

所愛象馬等 亦復皆散失 処々有兵才^⑨

と義浄は、金光明經の「正」、及び「正法」の理論を王法と結合して最終的には「由正法得王」と力説し、仏教治國の要は正法にもとづくべきものと訳している。その依本の梵本に於ても、インドに於てかなり國家に対する仏教の浸透が進行した時に作成されたものというべく、中國に於ても王法仏法を提唱することにより天子の王權との接觸を期待し、王者もまた仏教による政治の実踐への熱意を示すことにあった。ことに則天武后の仏教への傾倒は非常に積極的なものがあり、この点においては義浄の訳經態度は好ましいものであった。

同様に道慈より十年後れて入唐した玄昉において、中國の密教が善無畏等により輝かしい進出を見せていることを見聞して來た彼にとっては、王法仏法への強い憧憬と内道場への關心を以て帰國したことであろう。この点よりしても最勝王經がより王道思想を顯揚する經典であることがわかる。

そして次に道慈と玄昉の兩者における最勝王經の受容の態度を見るに、續紀の記する道慈の伝によれば彼は彼が示寂するまで律師であった。

「日本素繙行ニ仏法ニ軌模全異ニ大唐俗伝ニ聖教法則ニ、若順ニ經典ニ能護ニ国土ニ、如違ニ憲章ニ、不利ニ人民ニ、一國仏法、万家修善、何用ニ虚設ニ、豈不_レ慎乎」^⑩

と唐制にもとづく戒律の重視を提唱したのに対して、玄昉は、

「(玄昉)為_ニ僧正_一安_ニ置_ニ内道場_一、自_レ是之後、榮_レ寵日盛、稍乖_ニ沙門之行_一、時人惡_レ之、至_レ是死_ニ於徒所_一、世相伝云為_ニ藤原広嗣靈_ニ所_レ害」^⑪と両者の性格は著しく相異している。ここに奈良仏教の発展における二つの段階が見られるのである。それはまた金光明最勝王經の受容時における二つの態度が考えられるので、一つは聖武朝の地方文化の向上と律令体制整備のための最勝王經の地方伝播を促進する必要を提唱する立場にあった。ここに道慈の活躍の場があった。他方玄昉の例に見られる皇后宮職を中心としての後宮への最勝王經の受容は、天皇政治に対する天子思想の受容と相待って仏教治国策の推進に新しい局面を期待せずにはおかなかった。そしてこれは前者に対して、玄昉の積極的な態度にも影響されて内道場を中心として光明皇后_ニ聖武天皇_ニ藤原武智磨等の中央主権層に浸透していったのである。そしてこれらの両者の態度は最勝王經仏教經典の受容の上にも見られる奈良仏教の特徴でもある。

註

- ① 統日本紀第九、神龜二年九月廿二日条
- ② 同八、養老二年十月十日条
- ③ 同八、養老四年十二月廿五日条
- ④ 同九、神龜元年四月十八日
- ⑤ 同九、神龜元年七月一日条
- ⑥ 同九、神龜元年七月廿日
- ⑦ 同九、神龜二年閏正月廿二日条
- ⑧ 神龜二年六月廿二日条
- ⑨ 同九、①ト同ジ
- ⑩ 同九、神龜元年十一月八日条
- ⑪ 同九、神龜三年六月十四日条
- ⑫ 同十、神龜四年二月廿一日条
- ⑬ 同十、神龜五年八月廿一日条
- ⑭ 同十、神龜五年十二月廿八日条
- ⑮ 同十二、天平九年八月二日条
- ⑯ 同十二、天平九年五月十九日条
- ⑰ 同十、天平元年十月七日条
- ⑱ 同十一、天平元年十一月廿一日条
- ⑲ 同十二、天平九年三月八日条
- ⑳ 大正藏十六、四〇三、王法正論品
- ㉑ 大正藏十六、四〇三、六六五、最勝王經、四天王觀察人天品
- ㉒ 同十二、天平九年八月十五日条
- ㉓ 同十二、天平九年十月廿七日条

- ②④ 大正蔵五十、二、二〇六一、宋高僧伝第一、訳経篇第一ノ一、唐京兆大薦福寺義浄伝
 ②⑤ 大正蔵十六、四〇三、金光明最勝王経金勝陀羅尼品第八
 ②⑥ 同右、王法正論品第二十
 ②⑦ 続日本紀十五、天平十六年十月二日条
 ②⑧ 続日本紀十六、天平十八年六月十八日条

二、広嗣の乱と国分寺創建への動機

つぎに広嗣の乱と国分寺について述べるならば、これについて井上薫氏は「広嗣の乱を無視して国分寺建立勅の発布年代を説く論に私は従えないのである^②」と述べられていることは私も同感である。また「七四〇年の藤原広嗣の叛乱」として論ぜられた北山茂夫氏の所論も国分寺との関係については十分に述べられていない。^③

いまこの事を理解しようとするために、天平十三年三月廿四日の詔の内容の検討から始めなければならない。

この国分寺設置の詔の直接の原因となつてゐるものには(1)年穀不豊、(2)疫癘頻至、(3)慙懼交集の三つの条件が国分寺の設置を促進させたと思ふべきであり、これらの災障が新めて除去されるときに初めて「国泰人楽・災除福至」の目的が達成されるのである。この三つの理由のうち、(一)年穀不豊は此年までの天災地変を以て充当し、天平七年頃より「以災変数見、疫癘不己」^④と、さらに天平十一年七月十四日の五穀成熟経を天下の諸寺に転読しているのも、そのあらはれである。また次の(二)疫癘頻至はもちろんな天平九年の天然痘の大流行を指し、天平七年八月十二日に大宰府に上流したこの病気は天平八年十月には大宰府の所管の諸国に及び、そのため「去冬疫瘡、男女惣困、農事有廢、五穀不饒」^⑤という状況がつづいて、天平九年には「四月以来、疫旱並行、田苗憔悴」^⑥と、また六月には「廢朝以百官官人患疫也」^⑦さらに「秋七月丁丑賑給大倭・伊豆・若狭三国疫飢之民」^⑧そしてついに藤原麻呂の死、つづいて右大臣藤原武智麻呂の死(天平九年七月廿五日)と同族の死者が増してここに藤原政権樹立の第一歩はあえなくついでさつてしまったのである。

つぎに第三の「慙懼交集」については、この慙は「不直失節、謂之慙」^⑨と「タダシクナイ」または節操を失なう意で、懼は「畏怖させる」^⑩「オドス」の意を持ち、史記に「吾懼君以兵」^⑪と見えていて、「節を失つて君をおどす」という意にとるとき、直接に広嗣の乱を指すものといえるのである。

広継の乱の原因は広嗣自身上表して「指_ニ時政之得失_一、陳_ニ大地之災異_一、因以_レ除_ニ僧正玄昉法師_一、右衛士督從五位上下道朝臣真備」^⑩と、玄昉と下道朝臣真備を排除するにあつたことは明である。いま広継の続紀に見えている初見は從五位下に任ぜられた天平九年九月廿八日の除目の時である。^⑪その父、藤原宇合はその年の八月五日にやはり麻呂・武智麿につづいて天然痘により死亡している。^⑫そのとき彼は式部卿で大宰師を兼任していた。この式部卿の奈良時代における宇合以前の任命の例を見ると和銅元年（七〇八）の平城遷都にもとづく官職の整備の時期には下毛野朝臣古麿が任命されている。そして彼の死亡の後、長屋王が和銅三年に補任され、ついで彼が中納言に転任するや、養老二年九月十日には藤原武智麿が式部卿に任ぜられ^⑬ここにこの職についての藤原氏の相伝形態がとられることになった。しかるに神龜元年四月には宇合は式部卿となつていたままで高橋朝臣安麿と共に持節大將軍となつて蝦夷の討伐にあたり、坂東九国の三万人に騎射を教習し軍陣に臨む準備をおこない。陸奥鎮守を固め、同年十一月廿九日に征夷持節大使として鎮狄將軍小野朝臣牛養とともに帰京し、^⑭二年にはその俘囚の百四十四人を伊予国、五百七十八人を筑紫に配流している。^⑮その功により宇合は昇勲しているが、式部卿の地位は移動していない。天平三年に彼は参議となつて、その没するまで式部卿のままであつた。

また大宰府の主管者たる大宰帥における武智麿の場合には彼は天平三年九月二十七日に大納言と大宰師を兼ね、天平九年八月五日の宇合の死去に対してはやはり参議・式部卿・大宰師をば兼任している。このように大宰府についても、東北経営については藤原勢力は強く浸透していったことを示している。ことに律令体制のなかでも大宰師は高位高官を以て任ぜられ、他の国司とは同等にあつかわれていなかったことは、国が対新羅問題等にも常に嚴重な警戒態勢に入る必要もあつて、その軍等については東北の蝦夷や、薩摩の隼人等を充当する方法がとられた。また一方では逆に帰化人等は上総・常陸等の開発さらには陸奥・出羽への進出をうながされたのも奈良時代の辺境に対する政策の一端としてうかがえるのである。

それはさておき、このような武智麿や父宇合の動きを受けついで広嗣は父の死後、天平十年四月二十二日には、その前年の十二月廿七日に天_下の災害により大和の国名を大養徳国に改められた最初の「大養徳守」に補任され^⑯あわせて父宇合と共に式部省にあつて式部少輔の地位はそのまま温存された。そして同年の十二月四日には

「從四位下高橋朝臣安麿為_ニ大宰大貳_一、從五位下藤原朝臣広嗣為_ニ少武_一」^⑰

と、わずか九ヶ月の間しか大和守に止まっていなかった。この理由については後述する。また一方高橋安麿の大宰大貳は同年十月三十日に大宰大貳紀男人が卒していることからその後継者としての大貳就任であるが広嗣の大和守より大宰少貳への転落は予想外の人事であった。そして彼の謀反は天平十二年八月二十日の上表文より表面化して来るのである。

広嗣の反対にあった吉備真備については、このとき下道朝臣真備と称し、その伝に於ても、

「前右大臣正二位勳二等吉備朝臣真備薨、右衛士少尉下道朝臣国勝之子也、靈龜二年年廿二、從使入唐、留學受業、研覽經史、該涉衆芸、……天平七年帰朝、授正六位下一拜大学頭、高野天皇師之、受礼記及漢書、恩寵甚渥、賜姓吉備朝臣、累遷、七歲中至從四位上右京大夫兼右衛士督、十一年式部少輔從五位下藤原朝臣広嗣与玄昉法師有隙、出為大宰少貳、到任即起兵反以討玄昉及真備、為名、雖兵敗伏誅、逆魂未息」^⑩

とある。

もちろん広嗣謀反の理由については、玄昉・真備派の入唐帰朝の留學僧、留學生たちの急速な昇進に対する憎悪もさることながら、自分が宇合の長子として式部卿の一門としてその職を相続すべきであるという執着心もその一つの理由であった。天平九年八月五日宇合が没して以後、天平十年一月廿六日に式部卿を中納言多治比真人広成が兼任し、彼は依然として式部少輔に甘んじていなければならなかった。しかし真備は天平十年七月七日に聖武天皇が大蔵省に幸されたとき右衛士督下道真備や諸才子に梅についての詩を賦して絶を賜うなど、聖武天皇及皇太夫人藤原宮子姫等に寵愛され、そのうえ朝廷が唐制及唐文化の受容に積極的であったことからして彼等の榮達も順風に乗る如きであった。

そのほか乱の発生の原因については広嗣自体の性格にもあった。天平十二年九月廿九日の勅に

「逆人広嗣小来凶悪、長益詐紆、其父故式部卿(宇合)常欲除棄、朕不能許、掩蔽至今、比在京中、讒乱親族、故令遷遠、冀其改心」^⑪

と、彼の性格からして親族をも讒所するような癖があったと考えられる。ことに「在京中、讒乱親族、故令遷遠、冀其改心」は彼の大和守時代の施政の失策をも端的に表現したものとといえる。そしてその上、天平十年十月廿五日には「遣巡察使於七道諸国、採訪国宰政亦黎民劳逸」^⑫とあれば大和守としての広嗣の政治についてもするどい非難反論が巡察使より報せられたために彼はみづから大宰少貳に転落する破

目になったともいえる。

もちろん広嗣の上表文は、朝廷に受けられるべくもなかったが、時政之得失は、玄昉・真備の過重なる天皇及後宮の寵愛によることも否めない。そして内道場を中心として地位を高めた彼等に「天地之災異」をもちこませたところに彼が天皇の政治に対する重大な反対勢力となった。もともと聖武天皇として、最も苦しんでいるのが天災地変、及び悪疫の流行であれば、それを追求することは、天皇の天子としての鼎の軽重を問うことを意味する。そしてそれはまた積極的に時政の得失を論ずることを意味する。乱の最中に彼が自分は原則的に天皇に反するのではないといっているのも、かかる非難が結局は天皇の政治を非難することとなったことを示している。

そしてまた、いまや藤原氏の孤独化に対しても反抗を覚えるとともに彼が宇合の長子として残存し、橘諸兄・玄昉・真備・広成・巨勢奈氏磨の勢力が新しく台頭してくるとき、彼は第一期藤原氏の衰亡期に信心をもちながら反抗していったのである。

そしてこの広嗣の叛は予想外に根深かった。それは単なる広嗣個人の反抗勢力の結集であったが、その組織については大宰府の要職にあったことがあづかって力があった。ことに少貳は師の代行、大貳の代行も行なう権力を持ち、社祠寺・戸口・貢奉・田宅・訴訟・兵士・器仗・伝馬・烽候等の支配力を持っていた。そしてそのうえ武智鷹や、彼の父、藤原宇合の大宰師時代の基盤をもとにして彼が立つとき、彼の御曹子的要素も加わってついに隼人族や豊前国大宰史生小長谷常人や、三田塩籠等を主動力として軍を組織し筑前・大隈・薩摩・筑後・肥前の軍一万余を以て大野朝臣東人の官軍に対した。しかしついに肥前国松浦郡嘉嶋長野村で捕えられ、この乱は収まった。

けれどもこの乱による朝廷側の動きは、乱の発生を知ると、天平十二年九月十五日には

「勅四畿内七道諸国、日比来縁筑紫境有不軌之臣命軍討伐、願依聖祐欲安百姓」

故今国別造觀世音菩薩像志願高七尺一并写觀世音經一十卷」

同十二年十月九日には

「詔大將軍東人、令所請八幡神焉」

と觀世音菩薩像と觀世音經を造ってこの乱の調伏祈願をおこなっている。

そして天皇は伊勢、美濃へ行幸するなど、藤原広嗣の乱は九州の鎮撫に当面動きは注目されているものの京中の騒ぎも只ならぬものがあり、

橘諸兄の別業のあった恭仁京への遷都すら計画するほど不安はつづいていった。

ことに政治道徳が儒教的性格が強い当時の状況においては天皇の基盤すらも動揺を来しかねない状況にあれば、天下太平国土安寧のためにも断固とした方法をとられなければならないし、このためにも「流_ニ通此_ニ経_一者、我等四王常来擁護、一切災障、皆使消殄_一」の護国仏教思想は積極的に受容されることになったのである。即ち国分金光明寺創建の詔が広嗣の乱後一年にして発布されているのも、その両者の関係が深い思想的な連がりを持っていたことを示すものである。

註

- | | |
|-------------------------|-------------------|
| ① 井上薫氏、奈良朝仏教史の研究、一一二頁 | ⑫ 同十二、天平九年八月五日条 |
| ② 北山茂夫氏、日本古代政治史の研究、二三七頁 | ⑬ 同八、養老二年九月十九日条 |
| ③ 続日本紀十二、天平七年閏十一月十七日条 | ⑭ 同九、神龜元年十一月廿九日条 |
| ④ 同十二、天平八年十月廿二日条 | ⑮ 同十、神龜二年壬正月四日条 |
| ⑤ 同十二、天平九年五月十九日条 | ⑯ 同十三、天平十年四月廿二日条 |
| ⑥ 同十二、天平九年六月一日条 | ⑰ 同十三、天平十年十二月四日条 |
| ⑦ 同十二天平九年七月五日条 | ⑱ 同十三、天平十二年九月廿九日条 |
| ⑧ 諸橋徹治、大漢和大辞典四、一一五七頁 | ⑲ 同十三、天平十二年九月廿九日条 |
| ⑨ 同 一一三〇頁 | ⑳ 同十三、天平十年十月廿五日条 |
| ⑩ 続日本紀十三、天平十二年八月廿九日条 | ㉑ 同十三、天平十二年九月十五日条 |
| ⑪ 同十二、天平九年九月廿八日条 | ㉒ 同十三、天平十二年十月九日条 |

三、国分寺創建の詔について

国分寺の成立については国分寺成立の天平十三年三月廿四日の詔について検討を加えなければならぬことは井上薫氏も「奈良朝仏教史の研究」⑩で詳細にわたって諸説を検討していられることでもわかる。ことにこの著の中で天平九年の国分寺創建の詔が、対新羅関係にもとづくこと述べられていることは、小論⑩の国分寺創建問題にさらに補なうべき開闢のある問題であったことはいままでもない。

しかし井上氏が(1)天平九年三月丁丑(三日)の詔を国分寺創建詔と見ていられることは、うなづけないし、また天平十二年六月の詔につい

ても、これが直ちに国分寺創建の詔と断ずることについてはやはり疑問をはさまざるを得ない。このことは家永説においても同様である。前者、後者ともに大般若経及法華経書写の場合を述べたのであって、これらの經典を国毎に配布したのみで直ちに国分寺創建の詔と見なすことにはならない。やはり最勝王経の受容について基盤を置きつつ考えねばならない。

もちろん井上氏の論の如く、この十三年三月廿四日の詔については、類聚三代格に引用されている天平十三年二月十四日の勅が国分寺の成立と運営において細部にわたって述べている上、統紀の錯簡の例を引用して統紀の天平十三年三月二十四日の詔について疑問をはさんでいられるが^③この点については、私は反論しむしろ類聚三代格の国分寺創建の詔に多くの疑問が考えられる。

まず第一に統紀では「詔」の形式をとっているのに三代格は「勅」となっていることについて^④公式令によると「詔書式、詔詔書、勅旨、同是論言、但臨時大事為詔、尋常小事為勅予」^⑤との定則からして国分寺創建は全く臨時大事に属する詔の形式をとっている以上、三代格の如き勅とすることは事件の性格からも至当でない。ことに三代格の引用文は詔と勅との混同多く、藤原氏に有利に改変しているものも多く、この二月十四日の勅も全くこの例に該当する。

また三代格の「寤寐多慙」については、統紀の「寤寐多慙」の方が「ねてもさめても」という意であるのに対して、三代格の寤は「かまど」でその意味が通じない。また三代格の「光葉」もまた「先業」の方が正しいし、「釈迦牟尼仏金像」といふ呼び方は適當でない。その外「安寧」と「自寧」「臭」と「薨」等、三代格の誤字は甚しい。そして詔の内容についても三代格は「諸国置^ニ上件寺^ニ者」と割書を挿入し、さらにその後の項目について「願」の字を頭に加へて書き出して願文の体裁を整えることに意を用いていることはなほ一層疑問を持たざるを得ない。

そしてさらに三代格は「毎国僧寺尼寺、各水田一十町」として、統紀の「又毎^レ国僧寺施^ニ封五十戸、水田一十町、尼寺水田十町」を略して、封五十戸については全くはぶいている。これはその前の天平十三年正月十五日の「丁酉、故太政大臣藤原朝臣家返^ニ上食封五千戸、二千戸依^レ旧返^ニ賜其家^ニ、三千戸施^ニ入諸国分寺^ニ、以充造^ニ丈六仏像^ニ之料」^⑥とある以上、封戸の施入の記事は当然記載されるべきであるのに、三代格はこれをはぶいていることは、この詔の記載に忠実でない面があらはれていると考えるべきである。ことに期日の二月十四日の記載については天平十九年十一月七日の詔の「天平十三年二月十四日云々」の詔の期日との混同と見るべきであろう。これについては後に述べる。そして私はまず統紀の詔にこそより以上の信を置きたいと考えるものである。しかしそれをさらに詳細に検討することにより国分寺設置の史実も明と

なってくる。下の(一)は指滴できる史実である。

- (一) 朕以薄徳、忝承重任、未弘政化、寤寐多慚、古之明主、皆能先業、国泰人楽、災除福至、修何政化、能臻此道。(序)
- (二) 頃者年穀不豊、疫癘頻至、慙懼交集、唯勞罪己、是以広為蒼生、遍求景福。(天平九年以来の天災地変疫病の流行)
- (三) 故前年馳馭増飾天下神宮。(天平九年十一月三日、天平十二年五月廿四日条)
- (四) 去歲普令天下造釈迦牟尼尊像高一丈六尺者各一鋪、并写中大般若経各一部。(天平九年三月三日条、天平九年二月十二日条)
- (五) 自今春已来、至于秋稼、風雨順序、五穀豊穰、此乃微誠啓願、靈呪如答、載惶載懼、無以自寧。(天平十一年七月十四日条)
- (六) 案經云、「若有下国土講宣誦誦、恭敬供養、流通此経王者上、我等四王、常來擁護、一切災障、皆消殄」憂愁疾疫、亦令除差、所願遂心、恒生歡喜。(金光明最勝王経滅業品第五)
- (七) 宜令天下諸国各造七重塔一区、并写金光明最勝王経、妙法蓮華経各十部上。(天平十二年六月十七日・神龜五年十二月廿八日)
- (八) 朕又別擬写金字金光明最勝王経、每塔各令一部、所冀聖法之盛、与天地而永流、擁護之恩、被幽明、而恒満。(天平十三年三月廿四日)
- (九) 其造塔之寺、兼为国華、必択好处、实可長久、近人則不欲薰薨所及、遠人則不欲勞衆、集、国司等各宜下努存嚴飾、兼尽中潔清上、近感諸天、庶幾臨護、布告遐邇、令知朕意。(天平十三年三月廿四日)
- (十) 又每国僧寺、施封五十戸、水田一十町、尼寺水田十町。(天平十三年正月十五日) (天平十三年三月廿四日)
- (十一) 僧寺必令有廿僧、其寺名為金光明四天王護国之寺、尼寺一十尼、其寺名為法華滅罪之寺。(天平十三年三月廿四日)
- (十二) 兩寺相共宜受教戒、若有闕者即須補滿、其僧尼、毎月八日、必応転読最勝王経、每至月半、誦戒羯磨、毎月六齋日、公私不得漁獵殺生、国司等宜恒加檢校。(天平九年八月二日)

もちろこの詔は国司に対して出されたものであるが、(一)については聖武天皇としてはかねがねより中国の天子思想による天皇の君主として

の政治の実践を具現しようとしていられることは、またはるかに聖徳太子以来の思想であり、「国靡三君、民無兩主、率土兆民、以王為主」①また大宝令が發布されても、いまだ充分に八省の整備、諸国司の任命も充分でなかった。また諸国の支配のうちでも、摂津大夫と大宰府は特に正三位、従三位等の高官が補任され、諸国司でも大和、伊賀、尾張、上総、下総、越中、備前、長門、讃岐等は大宝元年当初より国守の任命があるが、他の国々は和銅元年（七〇八）の補任が最も明確に史上にあらわれてくる。それはやはり平城遷都と国内の整備が共通して行われたことを示すのであって、この年には地方官より中央へ転出するものもあった。

ことに北陸経営は、日本海ぞひに出羽経営による蝦夷の追込み、また上総、下総等は東北よりする彼らへの攻撃の兵站基地としての役割を持っていた。もちろん陸奥守はその直接責任者としての地位にあった。そして国司交替期を見てみると天平十年度には十三ヶ国、十三年、十八年度には十七ヶ国二十二人の国司交替の波が見られる。そのことはこの時期に地方政治の改変の必要がせまっていたことを示す。また天平十年には九年より疫病にたはれたものの補充のための補任があり、十八年は大仏建立への協力のための人事刷新として国司の交替が受けとられるのである、そしていまの十一年より十七年までは国司の移動はかなり少ないことから考えていまの国分寺の創設については新任の国司を求めることなく推進されたのであろう。また天平十三年度は、八月九日と十二月十日のわづかの移動に止まっている。

もちろん九州隼人地区より薩摩にいたるまではいまだ充分に朝廷の支配下に収めていないため広嗣の乱も、かかる朝廷の支配の及びがたい隼人との共同戦線の上に仕組まれたものであることはいままでもない。もちろんこの序文ではその中心は朕の薄徳を補はんとするに「災除福至」を以てしようとした意志があらわれている。

(二)は先述の如く、天平九年来の早害、地震、天然痘の流行、広嗣の乱を指していることは前述した。

(三)は井上氏等も示されている如く天平九年十一月三日の「遣使于畿内及七道」令造「造諸神社」②であろうが、ここに天下神宮としていることはやはり伊勢神宮への奉幣も無視することは出来ない。ことに天平十年五月廿四日の右大臣に任せられたばかりの橘諸兄と神祇伯中臣名代、右少弁紀宇美、陰陽頭高麦太が「資神室、奉伊勢大神宮」③をも加えて考えるべきものと思うものである。

四については天平九年三月三日の詔、「毎国令下造」积迎仏像一軀、挟持菩薩二軀兼写中大般若經一部」④これは天平八年十月二十二日の大宰府の報告による疫瘡の流行と天平九年二月十二日の新羅使の無礼に対する「発兵加征伐」という事件に対する反応であることには相異なる。

いが、天平十三年の場合は釈迦像を一丈六尺とし、天平九年の挟持菩薩ははぶき一軀を一鋪と訂正している点に相違が見られる。

(五)については「今春」と「秋稼」の語がそのまま残り、二月の勅として矛盾を蔵することになった^⑩といわれるがこれには同じ難い。これは素直に見るとき五穀豊穰を嬉んだ類例をかかげたのであって、八、九年よりの旱害になやまされた結果、それをのがれて風雨順序となった年の「自今春己来、至于秋稼」収穫の喜びを指すのであって、天平十一年七月十四日の「詔曰、方今孟秋、苗子盛秀、欲令風雨調和年穀成熟、宜令天下諸寺一転読五穀成熟經一并悔過七日七夜焉」^⑪とあれば、天平十一年の今春より孟秋までと理解するのが至当であろう。もちろん天平十一年のこの記事以後に収穫の減少に関する事項が記載されていないし、天平十二年六月十五日の詔にも「勅曰、朕君臨八荒、奄有萬姓、履薄馭朽、情深覆育、求衣、忘寝、思切納隍、恒念、何答上玄、人民有休平之業、能称明命、国家致寧泰之采」^⑫と、やうやく民心が安定し、寧安の業を得ることができるようになったとあることは、この天平十七年以後の風雨順時、五穀成熟の結果を指していると考えられるからである。

(六)については最勝王經の經文を引用しているが、これについては最勝王經の原文との相違について考える必要がある。これに関聯のある經文は金光明最勝王經第三滅業品第五の文を見ると

若。有。国。土。講。宣。誦。誦。	若。有。国。土。講。宣。誦。
此。妙。經。王。是。諸。国。	恭。敬。供。養。流。通。此。
主。我。等。四。王。常。来。	經。王。者。我。等。四。王。
擁。護。行。住。共。俱。其。	常。来。擁。護。一。切。災。
王。若。有。一。切。災。障。及。	障。皆。使。消。殄。
諸。怨。敵。我。等。四。王。	
皆。使。消。殄。	

〔統紀引用文〕

⑩

このように經文の引用についても、そのまま流用するのではなく必要な事句について選択を試みている。そこに我國の王法興隆に適合するよう

に經の文字の配置を考えている。「諸国主」とか、「其王」とかいう仏教の示す一般的の国王に共通な条項を削除して、「流通此經王」に改め、「我等四王」の重復をさけている。ここにも当時の仏教經典の受容がかならずしも經典の文句をそのまま受容するのではなく、我國の国情に合致するように改変撰択していることは、日本人の外来文化受容に対する基本的な態度であるともいえるのである。

(七)については天平十二年六月十九日の「令天下諸国、毎国写国写法華經十部并建七重塔上」の七重塔建立の詔に注目しなければならぬが、これにともなうて、神龜五年十二月二十八日の

「十二月己丑、金光明經六十四帙六百四十卷頒於諸国、国別十卷、先是諸国所有金光明經、或国八卷、或国四卷、至是写備頒下、隨經到日、即令転読為令国家平安也」^⑧

として開眼に考察する必要がある。

この記事は皇太子薨去の後四ヶ月目に出された。まえの皇太子の病に対する平癒祈願については国毎の観音像及其の經典の配布を述べてこの經典にはふれず、いま十二月二十八日にはあらためて正月の齋会のために頒布されている。もともとこの金光明經・大般若經・金剛般若經の護国經典の誦經転読は天武朝頃より行われていて基本的には四大寺、京中の諸寺等で天災地変、妖星出現、天皇・皇后の不予等の場合に盛に誦せられる傾向にあった。天武天皇の五年の夏の天下大旱について六月に「遣使四方、捧幣帛祈諸神祇」^⑨また仏事としては十一月に「遣使於四方国、説金光明經・仁王經」^⑩と、金光明經は旱害を通じて諸国に波及していく傾向を示した。また天武九年五月になると、この經典を宮中及諸寺で説かしめることが行われ、次第に教理的な理解をも高まっていたようである。^⑪もちろん宮中誦經と地方誦經は並列して行われているが、持統五年には宮中誦經のため「天皇詔公卿等曰、卿等於天皇世、仏殿經藏行月六齋」と天智天皇以来の宮中誦經の傾向は持統天皇の場合より天皇に対する追慕のためにも「当下勤心奉中佛法上」という主張は宮中にもみなざることになった。^⑫持統八年にはついに金光明經は「以金光明一百部、送置諸国、必取每年正月上玄讀之、其布施以当国官物」^⑬と諸国に頒布され正月上旬（一日―十四日）の一七日に誦經されることになった。そして天平八、九、十一年の諸国正税帳内に見える正月十四日の最勝王經誦經はこの類例にもとづくものである。金光明經が減罪救苦を説き、同經の懺悔品第三のなかにも

「所謂金光滅除諸惡、千劫所作極重惡業、若能至心一懺悔者、如是衆罪悉皆滅尽、我今已説懺悔之法……当為国王輔相大臣之行」

敬一、非下於一仏五仏十仏一、種諸功德_二聞中是懺悔上、若於_二無量百千万億諸仏如来一、種諸善根_二然後乃得_三聞_三是懺悔_一」^②

悔過懺悔の話を説いていることは、年頭齊会へのこの経の受容が高まり、その年次の五穀成熟、国安太平の祈願をこの経典によって行なうとしたところに最勝経読誦の法会が年中行事化することによって定着化していったことが判明する。ことにそのために持統十年には毎年十二月晦日に淨行後十人を選定した。そして慶雲二年の金光明経の誦経の理由としても、「令陰陽錯乱水旱失_レ時、年穀不_レ登、民多菜色上」とその目的は「為_二救民苦_一」^③を主としてかかっている。

靈龜二年五月十五日の寺院統制の詔にも諸国司は国師・衆僧と檀越とともに「諸国寺家、堂塔雖_レ成、僧尼莫_レ住、礼仏無_レ聞」^④と諸国に国師の存在が見えている。

また神龜二年の「読_二金光明経一、若無_二此経一、便転_二最勝王経_一」^⑤においても金光明経は前説の如く最勝王経に置きかえられることとなった。この時は「天示_二星異一、地顕_二動震_一」という不時の異変のため通例の正月十四日の誦経でなく、特別に九月廿三日より一七日の転経であった。

このような奈良初期における金光明経・最勝王経の慶重なる異変に対処する諸国での転経のためには当然、その国庁の国師を中心に国庁で、宮中誦経の小規模な形において実践されていたことは考えられるのであって、そのためにも經典の頒布は当然必要であり、このために神龜五年の国別十卷、殊に大國八卷、小國四卷、即ち、大國には金光明経二部、小國二部の書写安置が必要となったのである。

諸国における金光明経及最勝王経の誦経は、諸国の正税帳においては「正月十四日齊会供養料」として天平六年度の尾張国、同八年の薩摩国、同九年の但馬国、同十年の淡路国と駿河国、同十一年の伊豆国で、それぞれそこでは八巻の金光明経（淡路・伊豆は四巻）と十巻の最勝王経が転読され、すでに天平六年頃より国衙誦経が明かに年中行事化されていたことを示すものである。またその供養料は国衙の正税によりまかなはれ、封戸を充てられたのではない。薩摩国の例では、「依例正月十四日、読八巻、金光明経、并十巻金光明最勝王経、仏聖僧及誦誦僧一十軀、合十三軀供養料、稻式拾束五把拾分把之肆、（軀別一束五把八分）当国僧合一十一軀三百八十四日、一軀一百一十三日）惟单參千九百五十三人供養料、稻壹千五百八拾束東二把（僧別四把）」（大日本古文书二・一三頁）と、この例のごとく僧十一人で一年間誦経が国衙でおこなはれている以上、国衙内の内道場の設定を考えねばならない。そしてこのことがのちの国分寺へ発展する母体であって、天平十三年正月十五日の

「国分寺」はこのようなものを指すのである。

そしてこれは神亀五年十二月廿八日の金光明経の頒布の国ごと八巻または四巻の記事とも相通するものであって、この十二年廿八日の頒布はまったく国衙における正月十四日の齊会のためのものであって、国衙誦経が年中行事化したのは持統八年より天平元年に到る間であるとするところが至当である。また天平六年十一月の僧尼の度者について法華経一部と最勝王経一部を暗誦してその採用の規準としたことは、諸国国師等に配する僧尼への準備であったとも考えられないことはない。そして天平九年の悪疫流行等の三重苦の世相においては

「為_二天下太平国土安寧、於_二宮中一十五処_一、請_二僧七百人_一、令_二誦_二大般若經・最勝王経_一、度_二四百人_一、四畿七道諸国五百七十八人」²⁸

という臨時的な最勝王経の転読であったが、これらの誦経の恒常的なものが次第に最勝王経のもつ悔過的性格の発展とともに大晦日より元日への大抜の思想ともつながりを持って宮中及国衙での正月一七ヶ日の誦経として齊会が実施されるようになってこれが後の御齊会の起源でもある。

またつぎに七重塔の設置については、やはり井上氏も論じておられる如く天平十二年六月十九日の

「甲戌、令_二天下諸国_一、每_二国写_二法華経十部_一、并建_二七重塔_上」²⁹

この詔が国分寺創設に直接関聯ある記事で、ただこの記事が詔の形式をとっていないことについては疑問があるとの考え方もあるが、ここでは七重塔が必ずしも最勝王経に限定したものでない。法華経等にも宝塔涌出品の思想もあり、塔の存在については国分寺創建の詔の天平十三年の詔に「其造塔之寺、兼為_二国華_一、必扱_二好処_一、実可_二長久_一」という思想こそその意を述べたものである。もちろんこの場合、天下諸国に命じ、国毎に以前の最勝王経のほか法華経を安置することになったことに注目すべきであろう。

さて天平十三年三月廿四日の詔であるが、これと最も関聯を考えなければならぬのが、同年正月十五日の藤原不比等の食封を「施_二入諸国_一、造丈六仏像之料_上」³⁰ という記事のなかの「諸国国分寺」の句であるが、いま注意すべきことはこの天平十三年三月廿四日の詔に造寺、造仏、造塔の意を表現する「造」の句が見当たらないことである。むしろ聖武天皇の宸筆金字金光明経の記事のみがこの詔で初めて出現したものであって、釈迦造像の件も、敬造七重塔も従前の詔や勅の重複として見られることである。

もちろん国分寺の名も見えていない。国分寺の記事は、正月十五日にあるのが初見である。これを考える場合、その成立については金光明最

国分寺成立考

勝王経の受容の神亀二年より、その經典思想のもとに国家平安を祈願し、それが宮中・国衛誦経へ進み、最勝王経の頒布の神亀五年、及び、天平九年の大厄の後の八月二日の

「命四畿内二監及七道諸国僧尼、清淨沐浴、一月之内二三度、令誦最勝王経、又月六齋日、禁断殺生」^⑤

の状況にまで発展し、このような国衛誦経の場所としては天平六年より九年までの間に国分道場として国庁の背後に国家祈願をの対称とする仏寺が国司・国師を中心として宮中の内道場的に似た性格の小規模なものが存在していたと考えるのが至当であろう。そしてそれが毎年誦経の必要にせまられ次第に拡大していつて次第に仏寺に近づき、それが国毎に造寺されていくという結果よりして国分寺と一般に称されるに到ったのであらう。故にこの十三年正月十五日の国分寺の称はその結果初めて統紀に記されたものであらうし、その経済的負担に於て国衛正税以外に藤原不比等の遺産が祈願のために光明皇后を中心とする人々により「諸国の国分寺」に寄進されるに到ったのでその寺の名が明となったのであらう。もちろんそれは国分寺であるということは「毎国仏寺」または国衛の祈願寺であっても、寺の個有名は存在していなかったのであるから、二つの寺とも呼称される場合もあつたであらう。そしてこれらの寺が僧寺、尼寺と別々に建てられるべきことは僧尼令においても僧尼の同居は禁止している以上、このような二種の寺として国衛周辺に存在していたことはうなづけるのである。

(六)についてはいまの天平十三年三月廿四日の詔を (一)金字金光明最勝王経の一部の塔毎の安置、(二)僧・尼寺への封戸の配分、(三)僧・尼の員数の指定、(四)国分寺の称名としての所依の經典による寺名の決定、これがこの詔の主要目的であつて、他の毎月誦経、六齋日の殺生禁断等は前項にもあつた如く、僧尼の生活に関する通則にすぎない。

即ち、ここでは金字金光明経の塔への安置はやはりこれまで漸次造建されることになっていた七重塔に対してそれを「為国華、必択好処、実可長久……国司等各宜下努存嚴飾兼清潔清上」ように国華としての性格に中央より金字写経を納入してその性格を確固とすることであつて、天平十五年正月七日の条にも正月十四日の最勝王経の転読を求めている。そしてこれらのことが詔によってなされるとき国司の国分等充実の努力は一層積極的となることを期待したのであつた。それは天平十九年十一月七日の詔にも

「詔日朕以去天平十三年二月十四日、至心發願欲使国家永固、聖法恒修、遍詔天下諸国、国別令造金光明寺、法華寺、其金光明寺造各七重塔一区、并写金字金光明经一部、安置塔裏、而諸国司等、怠緩不行、或处寺不便、或猶未開基、以為、天地災異一二頭来

蓋由茲乎」朕之股肱、豈合如此、是以差從四位下石川朝臣年足、從五位下阿倍朝臣小嶋、布勢朝臣宅主等、分道發遣、檢定寺地、并察作狀、国司宜下与使及国師、勘定勝地勤加中宮繕上、又任下郡司勇幹堪上濟諸事、專令主当、限來三年以前、造塔金堂僧房、悉皆令了、若能契勅、如修理造之、子孫無絶任郡領司、其僧寺尼寺水田者、除前入數已外、更加田地僧寺九十町、尼寺四十町、便仰所司、墾開施、普告国郡知朕意焉」

とあって、これはいまの天平十三年の詔の後の状況を示すとともにこの詔によって天平十三年の状況も明となる。ここでは天平十三年には国分寺は寺地の状況においても不便な所にあつたり、まだ充分に基礎が確立せず、その責任者の国司の誠意も見られず、そしてさらに国司と国師は共同してこの諸国の金光明寺の宮繕に当らねばならなかった。

その順序は塔—金堂—僧房の順序で、天平十三年には国分寺の眼目の塔の設置をめざしたものであることはさきの十三年の詔で明である。その点からいって、本格的に国分寺が歩み出したのは七重塔の計画が実行に移され出してからであろう。そしてこの塔に金字金光明最勝王経を納入することによって国分金光明寺の発展の基礎とすると同時に、いままでの国分寺に明確に「其寺名為金光明四天王護国之寺」と僧寺名を定め、尼寺を「名為法華滅罪之寺」と教理的にも公称の寺名として、天皇の最勝王経護持の仏教的政治思想の具現と、「像法中興」の理想を推進しようとしたのがこの詔の意義であり、創建詔ともいふべきものである。それはまた天平十五年の「為讀金光明最勝王経請衆僧於金光明寺」といいういかたは、やはり最勝王経を所依によることを明確にしようとする努力の結果を示すものであり、さらに「宣揚正法」(中略)故以今年正月十四日(中略)限七々日、転讀大乘金光明最勝王経又令天下限七々日禁断殺生及断雜食」と、国郡の行事を国家的な大会として、具現してゆくことによって国民大衆の大仏建立への意欲を導びき出そうとしたにちがいないと考えられる。

しかしこの十五年の詔に、すでに僧寺の「金光明四天王護国之寺」の呼称を単に「金光明寺」と略称し、天平十九年の詔では天平十三年のこの事を「金光明寺、法華寺」と称していることは、国分寺という通称に金光明寺という通称が附加されたことを示す。しかし諸国での国分寺の呼称の場合は、その国名を付して「当国の国分寺」(天平勝宝元年)また「諸国の国分金光明寺」(同年)とか。

また「東大寺及天下ノ国分寺」(天平宝字四年)等と呼んでいることは、国分寺の性格が、元来の国分寺と、朝廷を中心とする「金光明寺」の性格との思想的重復を示すものである。

(九)は詔の結文であり、流通的な性格をもつ文章であり、(十)はその経済的基礎として見るべきであり、(十一)は先述の論旨に述べたところであり、その僧侶の員数と日常については(十二)に具現されているが、これは天平九年八月二日の条項をより国分寺に於て明確にしたものである。

ただしここでさきの天平十九年の詔において、いまの天平十三年の詔についてその発布が天平十三年二月十四日と誤記していることは天平十四年の金字金光明経の頒布の勅と混同している。(補注二)類聚三代格の編者が、この十九年の詔の日付をそのまま誤記したものであると考えられる。また聖武天皇の施入になる「金字金光明最勝王経」を単に金字金光明経」と記していることは、天平十九年の詔に於ける。天平十三年の詔の取扱ひに簡略さと不正確さが指摘されるのであって、このような誤を三代格もおかしているのであると考えざるを得ない。これについては坂本太郎博士の説にしたがいたい。(補注二)

このように思考してくるとき、国分寺の成立については決して天平十三年三月廿四日の詔がやはり思想史的にも創建の詔とすべきものと思考する。

そしてこの詔は国分寺が国分金光明寺に転ずる経緯を示したものであるが、やはりこの詔は国分寺推進へ最も積極的に朝廷が示した態度であるとして創建の詔として最も重要な、且つ創建の詔に擬せられてもよい詔であると理解するものである。

最勝王経の受容より広嗣の乱を経て高まっていった国分寺成立の動きは、この詔によって決定づけられるとともに、それは重大な臨時の詔として天下に公布されたものであって、ここにこそ国分寺成立の根本義を求めなければならない。そしてかかる意図のもとにこの小論を結ばんとするものである。

註

- ① 井上薫氏「奈良朝仏教史の研究」 第二章 国分寺の創建 四七頁—一二三頁
- ② 小著、東大寺の歴史 第一章、第一節、東大寺と国分寺との関係一—八頁
- ③ 井上薫氏「奈良朝仏教史の研究」 一二〇頁—一二二頁
- ④ 類聚三代格三、国分寺事 四五一頁
- ⑤ 令義解第七、公式令第廿一
- ⑥ 続日本紀第十四、天平十三年正月十五日条
- ⑦ 日本書紀廿二、推古天皇十二年四月三日条 (十七条 憲法第十二条)
- ⑧ 続日本紀十二、元年九月十一日条
- ⑨ 同 十三、天平十年五月廿四日条
- ⑩ 同 十二、天平九年三月三日条
- ⑪ 前掲、井上氏著 一一〇頁
- ⑫ 続日本紀十三、天平十一年六月十四日条
- ⑬ 同 十三、天平十二年六月十五日条
- ⑭ 大正蔵十六、四〇三、金光明最勝王経第三、滅業品第五

